

資料 8 1 - 1

内国郵便約款の変更認可

(諮問第1230号)

(公印・契印省略)

諮問第 1230 号

令和 4 年 7 月 15 日

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 川瀨 昇 殿

総務大臣臨時代理
国務大臣 二之湯 智

諮問書

日本郵便株式会社(代表取締役社長 衣川 和秀)から、別添のとおり、郵便法(昭和 22 年法律第 165 号。以下「法」という。)第 68 条第 1 項の規定に基づく内国郵便約款の変更の認可申請があった。

当該申請について審査した結果は、別紙のとおりであり、申請内容は、同条第 2 項各号の規定に適合している。

よって、同条第 1 項の認可をすることとしたい。

上記について、法第 73 条第 1 号の規定に基づき諮問する。

審査結果

日本郵便株式会社からの内国郵便約款の変更認可申請については、郵便法（昭和 22 年法律第 165 号。以下「法」という。）及び郵便法施行規則（平成 15 年総務省令第 5 号。以下「省令」という。）の規定に適合したものと認められることから、認可することが適当である。

項目	審査結果	理由
次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていること。 (法第 68 条第 2 項第 1 号)		
イ この法律又はこの法律に基づく総務省令の規定により郵便約款で定めることとされている事項	適	今回の改正事項は、交換に係る切手類の枚数が一定以上の場合の当該切手類の提出受付局の限定と、事業所が提出方法について指示できることを定めるもので、法第 68 条第 1 項の規定により郵便約款で定めることとされている郵便の役務に関する提供条件を明確に定めるものとなっており、改正により業務の効率化を図り、郵便事業の適正かつ確実な実施の確保に資するものと認められることから、適当である。
ロ 郵便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項	一	今回の改正事項は、郵便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項について変更がない。

<p>ハ 郵便に関する料金の収受に関する事項</p>	<p>適</p>	<p>今回の改正事項は、交換に係る切手類の枚数が一定以上の場合の切手類の提出受付局を限定するもので、それ以外の郵便に関する料金の収受に関する事項について変更がないことから、郵便に関する料金の収受に関する事項を明確に定めるものとなっており、改正により業務の効率化を図り、郵便事業の適正かつ確実な実施の確保に資するものと認められることから、適当である。</p>
<p>ニ その他会社の責任に関する事項</p>	<p>一</p>	<p>今回の改正事項は、会社の責任に関する事項について変更がない。</p>
<p>特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。 (法第 68 条第 2 項第 2 号)</p>	<p>適</p>	<p>今回の改正事項は、切手類の交換の役務に関し、郵便局の事務処理負担に応じて、交換に係る切手類の枚数が一定以上の場合の当該切手類の提出受付局の限定と、事業所が提出方法について指示できることを定めるものであり、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものではないと認められることから、適当である。</p>
<p>次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。 ① 郵便約款（変更の認可の申請の場合は、新旧の対照を明示すること。） ② 実施予定期日 ③ 変更の認可の申請の場合は、変更を必要とする理由 (省令第 28 条各号)</p>	<p>適</p>	<p>本申請は、新旧の対照が明示された郵便約款、実施予定期日及び変更を必要とする理由を記載した申請書が提出されている。</p>



2022-秘日経企第19号
2022年6月21日

総務大臣
金子 恭之 様

日本郵便株式会社
代表取締役社長

衣川 和



郵便約款の変更認可申請書

郵便法（昭和22年法律第165号）第68条第1項の規定に基づき、内国郵便約款の変更の認可を受けたいので、申請します。

- 1 内国郵便約款
別添新旧対照表のとおり。
- 2 実施予定期日
2023年4月1日
- 3 変更を必要とする理由
切手類の交換について、一定枚数以上の請求を受け付ける郵便局を限定すること等により、業務の効率化を図るため。

内国郵便約款新旧対照表

※下線部分は改正部分

現 行	改 正												
<p>(切手類の交換)</p> <p>第46条 汚染し、若しくはき損されていない郵便切手又は料額印面の汚染し、若しくはき損されていない郵便葉書、郵便書簡若しくは特定封筒は、これをその郵便切手又は郵便葉書、郵便書簡若しくは特定封筒の料額印面に表された金額により切手類と交換することができます。</p> <p>2 前項の規定により交換を請求する者（以下「請求者」といいます。）の提出する切手類が、第4項の表中1に掲げるもの（当社が別に定めるものに限ります。）であるときは、前項の規定にかかわらず、その切手類の販売額により切手類（当社が別に定めるものに限ります。）と交換することができます。</p> <p>3 請求者は、請求に係る切手類に料金表で定める額の手数料（第5項に規定する場合にあっては、寄附金又は差額を添えるものとします。）を添えて、事業所に提出していただきます。</p> <p>4 切手類の交換は、次により、これを行います。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">請求者の提出する切手類</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">交換対象となる切手類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 くじ引番号付郵便葉書で、その郵便葉書の販売期間内に提出のあったもの</td> <td style="text-align: center;">その事業所において現に販売している通常切手類又はくじ引番号付郵便葉書のうち請求者が希望するもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2 1に掲げるもの以外のもの</td> <td style="text-align: center;">その事業所において現に販売している通常切手類のうち請求者が希望するもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>5 前項の場合（第2項の規定による場合を除きます。）において、請求者は、希望するものが寄附金付郵便葉書（お年玉付郵便葉書等に関する法律第5条第1項の規定により発行された郵便葉書をいいます。以下同じとします。）であるときは、その郵便葉書に表示されている額の寄附金を、また、当社が対価を得ないで図画等を記載した郵便葉書で料額印面の付いたものであるときは、その郵便葉書の販売額（その郵便葉書が寄附金付郵便葉書であるときは、寄附金を除きます。）と請求者の提出する郵便切手又は郵便葉書、郵便書簡若しくは特定封筒の料額印面に表された金額との差額を手数料に加えて請求していただきます。</p> <p>6 事業所は、必要があると認めるときは、請求者に対し、その提出する切手類について未使用であることの証明を求めることがあります。</p>	請求者の提出する切手類	交換対象となる切手類	1 くじ引番号付郵便葉書で、その郵便葉書の販売期間内に提出のあったもの	その事業所において現に販売している通常切手類又はくじ引番号付郵便葉書のうち請求者が希望するもの	2 1に掲げるもの以外のもの	その事業所において現に販売している通常切手類のうち請求者が希望するもの	<p>(切手類の交換)</p> <p>第46条 汚染し、若しくはき損されていない郵便切手又は料額印面の汚染し、若しくはき損されていない郵便葉書、郵便書簡若しくは特定封筒は、これをその郵便切手又は郵便葉書、郵便書簡若しくは特定封筒の料額印面に表された金額により切手類と交換することができます。</p> <p>2 前項の規定により交換を請求する者（以下「請求者」といいます。）の提出する切手類が、第4項の表中1に掲げるもの（当社が別に定めるものに限ります。）であるときは、前項の規定にかかわらず、その切手類の販売額により切手類（当社が別に定めるものに限ります。）と交換することができます。</p> <p>3 請求者は、請求に係る切手類に料金表で定める額の手数料（第5項に規定する場合にあっては、寄附金又は差額を添えるものとします。）を添えて、事業所 <u>（請求に係る切手類の枚数が当社が別に定める枚数以上であるときは、当社が別に定める事業所）</u> に提出していただきます。 <u>この場合において、事業所が必要があると認めるときは、その提出する切手類について、切手類に表された金額ごとにまとめること等その事業所が指示するところにより提出していただくことがあります。</u></p> <p>4 切手類の交換は、次により、これを行います。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">請求者の提出する切手類</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">交換対象となる切手類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 くじ引番号付郵便葉書で、その郵便葉書の販売期間内に提出のあったもの</td> <td style="text-align: center;">その事業所において現に販売している通常切手類又はくじ引番号付郵便葉書のうち請求者が希望するもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2 1に掲げるもの以外のもの</td> <td style="text-align: center;">その事業所において現に販売している通常切手類のうち請求者が希望するもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>5 前項の場合（第2項の規定による場合を除きます。）において、請求者は、希望するものが寄附金付郵便葉書（お年玉付郵便葉書等に関する法律第5条第1項の規定により発行された郵便葉書をいいます。以下同じとします。）であるときは、その郵便葉書に表示されている額の寄附金を、また、当社が対価を得ないで図画等を記載した郵便葉書で料額印面の付いたものであるときは、その郵便葉書の販売額（その郵便葉書が寄附金付郵便葉書であるときは、寄附金を除きます。）と請求者の提出する郵便切手又は郵便葉書、郵便書簡若しくは特定封筒の料額印面に表された金額との差額を手数料に加えて請求していただきます。</p> <p>6 事業所は、必要があると認めるときは、請求者に対し、その提出する切手類について未使用であることの証明を求めることがあります。</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;"><u>附 則（2022年6月20日 2022-秘日経企第0019号）</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この改正規定は、2023年4月1日から実施します。</u></p>	請求者の提出する切手類	交換対象となる切手類	1 くじ引番号付郵便葉書で、その郵便葉書の販売期間内に提出のあったもの	その事業所において現に販売している通常切手類又はくじ引番号付郵便葉書のうち請求者が希望するもの	2 1に掲げるもの以外のもの	その事業所において現に販売している通常切手類のうち請求者が希望するもの
請求者の提出する切手類	交換対象となる切手類												
1 くじ引番号付郵便葉書で、その郵便葉書の販売期間内に提出のあったもの	その事業所において現に販売している通常切手類又はくじ引番号付郵便葉書のうち請求者が希望するもの												
2 1に掲げるもの以外のもの	その事業所において現に販売している通常切手類のうち請求者が希望するもの												
請求者の提出する切手類	交換対象となる切手類												
1 くじ引番号付郵便葉書で、その郵便葉書の販売期間内に提出のあったもの	その事業所において現に販売している通常切手類又はくじ引番号付郵便葉書のうち請求者が希望するもの												
2 1に掲げるもの以外のもの	その事業所において現に販売している通常切手類のうち請求者が希望するもの												

内国郵便約款の変更認可について

総 務 省

第1 内国郵便約款の認可について

1 郵便約款

日本郵便株式会社（以下「会社」という。）は、郵便法（昭和22年法律第165号。以下「法」という。）第68条第1項に基づき、郵便の役務に関する提供条件（料金及び総務省令で定める軽微な事項を除く。）について郵便約款を定めなければならない。

※ 約款とは、大量の契約を画一的・定型的に締結し、処理することを目的として企業があらかじめ定めておく契約条項のことをいう。

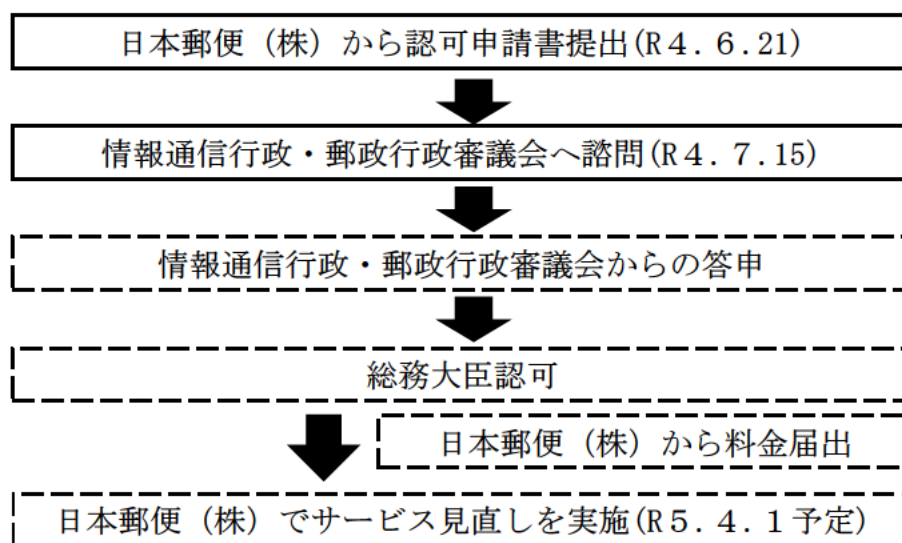
2 総務大臣の認可

会社は、法第68条第1項に基づき、郵便約款を変更しようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

※ 書類の様式等利用者の権利及び義務に重要な関係を有しない郵便の役務の提供条件や期間を限定して試験的に提供する郵便の役務に関する提供条件といった軽微な事項については、法第68条第1項及び郵便法施行規則（平成15年総務省令第5号）第29条に基づき、認可を要さない。

3 審議会への諮問

法第73条第1号に基づき、総務大臣は認可を行うにあたり、情報通信行政・郵政行政審議会に諮問することとされている。



第2 日本郵便株式会社からの申請内容

1 申請の概要

切手類（郵便切手、料額印面の付いた郵便葉書、郵便書簡又は特定封筒をいう。内国郵便約款第3条。）については、内国郵便約款第46条に基づき、その郵便切手又は料額印面が汚染し、若しくははき損されていないものに、手数料を添えて、事業所（郵便局）に提出することで、郵便切手又は料額印面に表された金額により切手類と交換することができる。

本申請は、切手類の交換について、一定枚数以上の請求を受け付ける郵便局の限定等を行うため、郵便約款の変更認可を申請するものである。

郵便約款の変更の主な内容は以下のとおりである。

■内国郵便約款新旧対照表

※下線部分は改正部分

現 行	改 正
（切手類の交換）	（切手類の交換）
<p>第46条 汚染し、若しくははき損されていない郵便切手又は料額印面の汚染し、若しくははき損されていない郵便葉書、郵便書簡若しくは特定封筒は、これをその郵便切手又は郵便葉書、郵便書簡若しくは特定封筒の料額印面に表された金額により切手類と交換することができます。</p> <p>2 前項の規定により交換を請求する者（以下「請求者」といいます。）の提出する切手類が、第4項の表中1に掲げるもの（当社が別に定めるものに限ります。）であるときは、前項の規定にかかわらず、その切手類の販売額により切手</p>	<p>第46条 汚染し、若しくははき損されていない郵便切手又は料額印面の汚染し、若しくははき損されていない郵便葉書、郵便書簡若しくは特定封筒は、これをその郵便切手又は郵便葉書、郵便書簡若しくは特定封筒の料額印面に表された金額により切手類と交換することができます。</p> <p>2 前項の規定により交換を請求する者（以下「請求者」といいます。）の提出する切手類が、第4項の表中1に掲げるもの（当社が別に定めるものに限ります。）であるときは、前項の規定にかかわらず、その切手類の販売額により切手</p>

<p>類（当社が別に定めるものに限ります。）と交換することができます。</p> <p>3 請求者は、請求に係る切手類に料金表で定める額の手数料（第5項に規定する場合にあっては、寄附金又は差額を添えるものとしします。）を添えて、事業所に提出していただきます。</p> <p>4～6 (略)</p>	<p>類（当社が別に定めるものに限ります。）と交換することができます。</p> <p>3 請求者は、請求に係る切手類に料金表で定める額の手数料（第5項に規定する場合にあっては、寄附金又は差額を添えるものとしします。）を添えて、事業所<u>（請求に係る切手類の枚数が当社が別に定める枚数以上であるときは、当社が別に定める事業所）</u>に提出していただきます。<u>この場合において、事業所が必要があると認めるときは、その提出する切手類について、切手類に表された金額ごとにまとめること等その事業所が指示するところにより提出していただくことがあります。</u></p> <p>4～6 (略)</p>
---	---

2 変更を必要とする理由

切手類の交換について、一定枚数以上の請求を受け付ける郵便局を限定すること等により、業務の効率化を図るため。

3 実施予定期日

令和5年4月1日

4 補足

切手類の交換については、郵便葉書が大量に持ち込まれ、あるいは、様々な金額の郵便切手を取りまとめられることなく持ち込まれることで、郵便局における枚数等の確認に大きな手間・時間がかかっており、事務処理上大きな負担となっている。

本申請は、郵便局における切手類の交換の際の事務処理負担を軽減するため、

- ・ 1回の交換枚数が1万枚以上の場合、提出受付局を、枚数の確認等を書状自動押印機等の機械で行うことができる郵便局（以下「機械配備局」という。）等^{※1}に限ること
 - ・ 郵便局において必要があると認めるときは^{※2}、交換請求者において切手類を種類や金額ごとにまとめ枚数を記載すること等、提出方法を郵便局が指示できるようにすること
- を内容とした郵便約款の変更認可を申請するものである。

（参考1）交換の際の提出受付局・提出方法の見直し内容

1回の交換枚数	提出受付局	提出方法
下記以外	(条件なし)	(条件なし)
郵便局において必要があると認めるとき		【郵便切手】金額ごとに用紙に貼り、金額・枚数を記載 【葉書等】金額ごとに区分し、金額ごとの枚数を記載
1万枚以上	機械配備局等 (全国974局(予定)) に限る	

※1 機械配備局のほか、要員が多く、地域の需要に鑑みて地理的に必要であると日本郵便支社が認めた郵便局にも提出を可能とする予定。

※2 「郵便局において必要があると認めるとき」とは、複数の種類や金額の切手類の提出を受けた場合で、交換の対象額の計算等の事務処理負担が大きい場合を指す。具体例は以下のとおり。

	「郵便局において必要があると認めるとき」	交換請求者の具体的な作業フロー
具体例 I	<p>■複数の金額の切手の提出を受けたとき</p> <p>1円 : 1枚 2円 : 5枚 5円 : 10枚 20円 : 34枚 50円 : 40枚 100円 : 10枚</p>	<p>① 切手を金額ごとに分類</p> <p>② それぞれの金額ごとに区分して、任意の用紙に貼り付け</p> <p>③ ②の用紙にそれぞれの金額ごとの枚数を「○円×△枚」と記載</p> <p>④ ②の用紙の1枚目又は最終ページに合計枚数・金額を「合計100枚・3,741円」と記載</p>
具体例 II	<p>■複数の金額の葉書の提出を受けたとき</p>	<p>① 葉書を62円と63円に分類</p> <p>② 62円・4,000枚、63円・4,000枚を</p>

	62円 : 4,000枚 63円 : 4,000枚	それぞれ別の段ボールに箱詰め ③ ②の外装に金額ごとの枚数を 「62円×4,000枚」「63円×4,000枚」 と記載 ④ ②のいずれかの外装に「合計8,000枚・50 万円」と記載
具体例 Ⅲ	■複数の種類・金額の切手 類の提出を受けたとき① 切手 63円 : 30枚 84円 : 50枚 葉書 62円 : 10枚 63円 : 10枚	① 切手と葉書に分類 ② 切手を63円と84円に分類 ③ 63円・30枚、84円・50枚を 任意の用紙に貼り付け ④ ③の用紙に金額ごとの枚数を 「63円×30枚」「84円×50枚」と記載 ⑤ 葉書を62円と63円に分類 ⑥ ⑤をそれぞれ束ねて、金額ごとの枚数を 「63円×10枚」「62円×10枚」 とその束の1枚目の葉書に直接記載 ⑦ 切手を貼り付けた用紙の1枚目又は最終 ページに「合計100枚・7,340円」と記載
具体例 Ⅳ	■複数の種類・金額の切手 類の提出を受けたとき② 葉書 63円 : 50枚 国際葉書 70円 : 30枚 航空書簡 90円 : 30枚	① 葉書、国際葉書、航空書簡に分類 ② ①をそれぞれ束ねて、分類ごとの枚数を 「63円×50枚」「70円×30枚」 「90円×30枚」とその束の1枚目の葉書等 に直接記載 ③ ②の束のいずれかに「合計110枚・7,950 円」と記載した任意の用紙を貼り付け

今回の郵便約款の改正により、以下の点が効率化される見込みである。

① 切手の場合

現行	変更後（差分のみ記載）	期待される効果
	<u>① 交換請求者において、任意の用紙に金額ごとに切手を貼り付け、当該用紙に金額と枚数を記載いただく。</u>	
① 交換請求者が提出した切手を、切手類等預かり証兼引換証と引き換えに一旦預かる。	①（作業は現行と同じ。）	
② 金額ごとに分ける。	削除	<u>郵便局での作業が不要になる。</u>
③ 切手に汚染・き損しているものがないか確認する。	②（作業は現行と同じ。）	
④ 金額ごとの枚数を査数する。	<u>③ 交換請求者からの申告と突合して確認。</u>	<u>確認作業が容易になる。</u>
⑤ ④に基づき交換手数料を計算し、交換請求者の希望を基に払い出す切手類の種類・金額・枚数を決定する。	④（作業は現行と同じ。）	
⑥ 払い出す切手類を用意する。	⑤（作業は現行と同じ。）	
⑦ 交換請求者に連絡し、交換手数料の支払を受けたのち、払	⑥（作業は現行と同じ。）	

出切手類を渡す。		
⑧ 受け入れた切手を任意の用紙に貼り付け整理する。	<u>削除</u>	<u>郵便局での作業が不要になる。</u>
⑨ 切手を抹消する。 ～以降、切手を処分～	⑦ (作業は現行と同じ。)	

② 葉書の場合

現行	変更後 (差分のみ記載)	期待される効果
	① <u>交換請求者において、金額ごとに分け、金額ごとの枚数を申告いただく(なお、大口の場合は、4,000枚単位で箱詰めしていただく場合もある。)</u>	
① 交換請求者が提出した葉書を、切手類等預かり証兼引換証と引き換えに一旦預かる。	① (作業は現行と同じ。)	
② 金額ごとに分ける。	<u>削除</u>	<u>郵便局での作業が不要になる。</u>
③ 料額印面が汚染・き損しているものがないか確認する。	② (作業は現行と同じ。)	

<p>④ 金額ごとの枚数を手作業で査数する。</p> <p>⑤ ④に基づき交換手数料を計算し、交換請求者の希望を基に払い出す切手類の種類・金額・枚数を決定する。</p> <p>⑥ 払い出す切手類を用意する。</p> <p>⑦ 交換請求者に連絡し、交換手数料の支払を受けたのち、払出切手類を渡す。</p> <p>⑧ 受け入れた葉書の料額印面を手作業で抹消する。</p> <p>～以降、葉書を処分～</p>	<p>③ <u>交換請求者からの申告と突合して確認。</u> <u>機械配備局の場合は、書状自動押印機等で査数する。</u></p> <p>④ (作業は現行と同じ。)</p> <p>⑤ (作業は現行と同じ。)</p> <p>⑥ (作業は現行と同じ。)</p> <p>⑦ <u>機械配備局の場合は、書状自動押印機で抹消する。</u> (機械配備局以外の作業は現行と同じ。)</p>	<p><u>確認作業が容易になるほか、機械配備局の場合は、機械での査数が可能となり効率化される。</u></p> <p><u>機械配備局の場合は、機械での抹消が可能となり効率化される。</u></p>
---	---	--

第3 審査結果

日本郵便株式会社からの内国郵便約款の変更認可申請については、法及び郵便法施行規則（以下「省令」という。）の規定に適合したものと認められることから、認可することが適当である。

項目	審査結果	理由
次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていること。 (法第68条第2項第1号)		
イ この法律又はこの法律に基づく総務省令の規定により郵便約款で定めることとされている事項	適	今回の改正事項は、交換に係る切手類の枚数が一定以上の場合の当該切手類の提出受付局の限定と、事業所が提出方法について指示できることを定めるもので、法第68条第1項の規定により郵便約款で定めることとされている郵便の役務に関する提供条件を明確に定めるものとなっており、改正により業務の効率化を図り、郵便事業の適正かつ確実な実施の確保に資するものと認められることから、適当である。
ロ 郵便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項	一	今回の改正事項は、郵便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項について変更がない。
ハ 郵便に関する料金の収受に関する事項	適	今回の改正事項は、交換に係る切手類の枚数が一定以上の場合の切手類の提出受付局を限定するもので、それ以外の郵便に関する料金の収受に関する事項について変更がないことから、郵便に関する料金の収受に関する事項を明確に定めるものとなっており、改正により業務の効率化を図り、郵便事業の適正かつ確実な実

		施の確保に資するものと認められることから、適当である。
ニ その他会社の責任に関する事項	一	今回の改正事項は、会社の責任に関する事項について変更がない。
特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。 (法第 68 条第 2 項第 2 号)	適	今回の改正事項は、切手類の交換の役務に関し、郵便局の事務処理負担に応じて、交換に係る切手類の枚数が一定以上の場合の当該切手類の提出受付局の限定と、事業所が提出方法について指示できることを定めるものであり、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものではないと認められることから、適当である。
次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。 ① 郵便約款（変更の認可の申請の場合は、新旧の対照を明示すること。） ② 実施予定期日 ③ 変更の認可の申請の場合は、変更を必要とする理由 (省令第 28 条各号)	適	本申請は、新旧の対照が明示された郵便約款、実施予定期日及び変更を必要とする理由を記載した申請書が提出されている。

參考資料

(参照条文)

○郵便法（昭和 22 年法律第 165 号）（抄）

(郵便約款)

第六十八条 会社は、郵便の役務に関する提供条件（料金及び総務省令で定める軽微な事項に係るものを除く。）について郵便約款を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 総務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

一 次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていること。

イ この法律又はこの法律に基づく総務省令の規定により郵便約款で定めるところとされている事項

ロ 郵便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項

ハ 郵便に関する料金の収受に関する事項

ニ その他会社の責任に関する事項

二 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

(審議会等への諮問)

第七十三条 総務大臣は、次に掲げる場合には、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものに諮問しなければならない。

一 第六十七条第三項、第六十八条第一項又は第七十条第一項の規定による認可をしようとするとき。

二・三 （略）

○郵便法第七十三条の審議会等を定める政令（平成 15 年政令第 83 号）（抄）

郵便法第七十三条の審議会等で政令で定めるものは、情報通信行政・郵政行政審議会とする。

○郵便法施行規則（平成 15 年総務省令第 5 号）（抄）

(郵便約款の認可申請)

第二十八条 会社は、法第六十八条第一項の規定により郵便約款の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

一 郵便約款（変更の認可の申請の場合は、新旧の対照を明示すること。）

二 実施予定期日

三 変更の認可の申請の場合は、変更を必要とする理由

(郵便約款の認可を要しない軽微な提供条件)

第二十九条 法第六十八条第一項の総務省令で定める軽微な事項は、次のとおりとする。

一 郵便の役務の利用に際して利用者が記載する事項に関する書類の様式その他の利用者の権利及び義務に重要な関係を有しない郵便の役務に関する提供条件

二 期間を限定して試験的に提供する郵便の役務に関する提供条件

手数料を支払うことで交換が可能な切手類

請求者に渡すもの(※1)			普通切手	特殊切手(※2)	くじ付郵便葉書(※3)	その他の郵便葉書(※4)	郵便書筒	特定封筒(※5)
請求者が持ち込むもの								
普通切手			○	×	×	○	○	○
特殊切手(※2)			○	×	×	○	○	○
くじ付郵便葉書(※3)	当年度発行のもの	販売期間中	○	×	○	○	○	○
		販売期間後	○	×	×	○	○	○
	他年度発行のもの		○	×	×	○	○	○
その他の郵便葉書(※4)			○	×	×	○	○	○
郵便書筒			○	×	×	○	○	○
特定封筒(※5)			○	×	×	○	○	○

(※1) ○：交換できるもの、×：交換できないもの

(※2) 各種行事その他を記念する等特殊の目的で随時発行する郵便切手のことで、グリーティング（シール式）切手、年賀切手、寄附金付お年玉付年賀郵便切手、ふるさと切手及びフレーム切手を含む。




(※3) 年賀葉書を指す。（令和2年までは、かもめ～る（夏のおたより郵便はがき）についても、くじ付郵便葉書として発行。）

なお、年賀状印刷・お手軽年賀などの印刷代金等を含む商品を書き損じた場合は、料額分（購入金額から印刷代金等を除いた金額）での交換となる。

(※4) 絵入り葉書、エコーはがき（広告付き葉書）を含む。

(※5) レターパック封筒及びスマートレター封筒をいう。

○機械配備局に設置されている機械

	機材名・画像	概要
①	<p>書状自動押印機</p> 	<p>[Redacted]</p> <p>[Redacted]</p> <p>[Redacted]</p>
②	<p>書状区分機</p> 	<p>[Redacted]</p> <p>[Redacted]</p> <p>[Redacted]</p> <p>[Redacted]</p> <p>[Redacted]</p>
③	<p>計数機</p> 	<p>[Redacted]</p> <p>[Redacted]</p> <p>[Redacted]</p> <p>[Redacted]</p> <p>[Redacted]</p> <p>[Redacted]</p> <p>[Redacted]</p> <p>[Redacted]</p>

(日本郵便提供資料より)

1回の交換枚数が1万枚以上の場合の提出受付局一覧 (会社が別に定める事業所)

参考 4

○ 日本郵便は、機械配備局の一部(945局)に加え、要員が多く、地域の需要を鑑みて地理的に必要と支社が認めた局(29局)を含めた全974局を1万枚以上の切手類の交換が可能な郵便局として指定することとしている。 ※ 下線のある局は機械配備局以外

都道府県	郵便局名	箇所数(局)
北海道	札幌中央郵便局 小樽郵便局 室蘭郵便局 余市郵便局 <u>岩内郵便局</u> 伊達郵便局 苫小牧郵便局 江別郵便局 静内郵便局 北広島郵便局 篠路郵便局 登別郵便局 千歳郵便局 厚別郵便局 豊平郵便局 倶知安郵便局 恵庭郵便局 手稲郵便局 野幌郵便局 札幌南郵便局 札幌西郵便局 石狩郵便局 東室蘭郵便局 山鼻郵便局 札幌北郵便局 札幌白石郵便局 丘珠郵便局 道央札幌郵便局 帯広郵便局 音更郵便局 西帯広郵便局 釧路中央郵便局 釧路西郵便局 根室郵便局 中標津郵便局 函館中央郵便局 江差郵便局 <u>北斗郵便局</u> <u>七飯郵便局</u> 函館東郵便局 函館北郵便局 長万部郵便局 滝川郵便局 岩見沢郵便局 永山郵便局 美唄郵便局 旭川中央郵便局 深川郵便局 砂川郵便局 富良野郵便局 旭川東郵便局 留萌郵便局 士別郵便局 名寄郵便局 網走郵便局 稚内郵便局 紋別郵便局 北見郵便局 遠軽郵便局 美幌郵便局	60
青森県	青森西郵便局 青森中央郵便局 弘前郵便局 八戸郵便局 五所川原郵便局 八戸西郵便局 むつ郵便局 三沢郵便局 十和田郵便局 野辺地郵便局 <u>黒石郵便局</u>	11
岩手県	盛岡中央郵便局 盛岡北郵便局 一関郵便局 北上郵便局 水沢郵便局 花巻郵便局 宮古郵便局 二戸郵便局 大船渡郵便局 久慈郵便局 釜石郵便局 紫波郵便局 遠野郵便局 陸前高田郵便局 岩泉郵便局 <u>江刺郵便局</u>	16
宮城県	仙台中央郵便局 新仙台郵便局 仙台東郵便局 古川郵便局 仙台北郵便局 石巻郵便局 若林郵便局 <u>仙台南郵便局</u> 塩釜郵便局 泉郵便局 気仙沼郵便局 岩沼郵便局 築館郵便局 大河原郵便局 白石郵便局 名取郵便局 泉西郵便局 佐沼郵便局 角田郵便局 <u>富谷郵便局</u> <u>亘理郵便局</u>	21
秋田県	秋田中央郵便局 横手郵便局 能代郵便局 本荘郵便局 大曲郵便局 湯沢郵便局 大館郵便局 鷹巣郵便局 花輪郵便局 角館郵便局	10
山形県	山形南郵便局 山形中央郵便局 酒田郵便局 鶴岡郵便局 米沢郵便局 寒河江郵便局 新庄郵便局 東根郵便局 天童郵便局 長井郵便局 上山郵便局 <u>村山郵便局</u>	12
福島県	郡山郵便局 福島中央郵便局 いわき郵便局 会津若松郵便局 福島東郵便局 須賀川郵便局 白河郵便局 二本松郵便局 原町郵便局 小名浜郵便局 三春郵便局 石川郵便局 喜多方郵便局 相馬郵便局 <u>郡山西郵便局</u> 飯坂郵便局 田島郵便局 植田郵便局 本宮郵便局	19
茨城県	水戸中央郵便局 茨城郵便局 赤塚郵便局 笠間郵便局 那珂郵便局 ひたちなか郵便局 鹿嶋郵便局 潮来郵便局 神栖郵便局 鉾田郵便局 石岡郵便局 下館郵便局 結城郵便局 水海道郵便局 下妻郵便局 三和郵便局 古河郵便局 総和郵便局 岩井郵便局 守谷郵便局 土浦郵便局 龍ヶ崎郵便局 取手郵便局 筑波学園郵便局 阿見郵便局 牛久郵便局 高萩郵便局 日立郵便局 多賀郵便局 常陸太田郵便局	30
栃木県	宇都宮中央郵便局 宇都宮東郵便局 鹿沼郵便局 日光郵便局 大田原郵便局 西那須野郵便局 黒磯郵便局 矢板郵便局 真岡郵便局 小山郵便局 栃木郵便局 下野小金井郵便局 壬生郵便局 佐野郵便局 足利郵便局 日光東郵便局	16
群馬県	前橋中央郵便局 沼田郵便局 中之条郵便局 群馬郵便局 渋川郵便局 桐生郵便局 大間々郵便局 太田郵便局 大泉郵便局 館林郵便局 伊勢崎郵便局 前橋東郵便局 高崎郵便局 安中郵便局 富岡郵便局 藤岡郵便局	16
埼玉県	大宮郵便局 大宮西郵便局 さいたま新都心郵便局 上尾郵便局 北本郵便局 桶川郵便局 杉戸郵便局 蓮田郵便局 三郷郵便局 吉川郵便局 久喜郵便局 幸手郵便局 春日部郵便局 岩槻郵便局 草加郵便局 川越郵便局 川越西郵便局 三芳郵便局 上福岡郵便局 越生郵便局 坂戸郵便局 さいたま中央郵便局 川口郵便局 鳩ヶ谷郵便局 蕨郵便局 川口北郵便局 加須郵便局 栗橋郵便局 行田郵便局 羽生郵便局 熊谷郵便局 鴻巣郵便局 深谷郵便局 朝霞郵便局 和光郵便局 新座郵便局 志木郵便局 狭山郵便局 所沢郵便局 所沢西郵便局 飯能郵便局 日高郵便局 寄居郵便局 本庄郵便局 児玉郵便局 秩父郵便局 東松山郵便局 小川郵便局 新越谷郵便局	49

22

1回の交換枚数が1万枚以上の場合の提出受付局一覧（会社が別に定める事業所）

都道府県	郵便局名	箇所数（局）
千葉県	花見川郵便局 美浜郵便局 千葉中央郵便局 若葉郵便局 千葉緑郵便局 市原南郵便局 姉崎郵便局 市原郵便局 八日市場郵便局 旭郵便局 銚子郵便局 佐原郵便局 市川郵便局 浦安郵便局 船橋郵便局 船橋東郵便局 鎌ヶ谷郵便局 習志野郵便局 八千代郵便局 館山郵便局 袖ヶ浦郵便局 木更津郵便局 君津郵便局 富津郵便局 松戸郵便局 松戸南郵便局 松戸北郵便局 柏郵便局 我孫子郵便局 野田郵便局 川間郵便局 流山郵便局 茂原郵便局 東金郵便局 大網郵便局 大原郵便局 四街道郵便局 八街郵便局 富里郵便局 印西郵便局 白井郵便局 佐倉郵便局 成田郵便局	43
東京都	新東京郵便局 東京国際郵便局 銀座郵便局 神田郵便局 麹町郵便局 日本橋郵便局 晴海郵便局 上野郵便局 浅草郵便局 小石川郵便局 本郷郵便局 荒川郵便局 足立郵便局 足立北郵便局 足立西郵便局 葛飾郵便局 葛飾新宿郵便局 深川郵便局 本所郵便局 向島郵便局 江戸川郵便局 小岩郵便局 葛西郵便局 城東郵便局 渋谷郵便局 芝郵便局 赤坂郵便局 高輪郵便局 代々木郵便局 目黒郵便局 世田谷郵便局 千歳郵便局 成城郵便局 玉川郵便局 品川郵便局 大崎郵便局 荏原郵便局 大森郵便局 蒲田郵便局 田園調布郵便局 千鳥郵便局 新宿郵便局 落合郵便局 牛込郵便局 新宿北郵便局 中野郵便局 中野北郵便局 杉並郵便局 荻窪郵便局 杉並南郵便局 豊島郵便局 王子郵便局 赤羽郵便局 板橋郵便局 板橋北郵便局 板橋西郵便局 練馬郵便局 石神井郵便局 大泉郵便局 光が丘郵便局 東京多摩郵便局 武蔵野郵便局 三鷹郵便局 調布郵便局 武蔵府中郵便局 狛江郵便局 多摩郵便局 西東京郵便局 小金井郵便局 国分寺郵便局 小平郵便局 東村山郵便局 東久留米郵便局 清瀬郵便局 立川郵便局 国立郵便局 あきる野郵便局 昭島郵便局 青梅郵便局 羽村郵便局 武蔵村山郵便局 八王子南郵便局 八王子郵便局 日野郵便局 八王子西郵便局 町田郵便局 町田西郵便局 鶴川郵便局	88
神奈川県	川崎港郵便局 宮前郵便局 中原郵便局 高津郵便局 登戸郵便局 麻生郵便局 神奈川郵便局 青葉郵便局 鶴見郵便局 都筑郵便局 港北郵便局 緑郵便局 綱島郵便局 横浜港郵便局 横浜金沢郵便局 横浜南郵便局 磯子郵便局 港南郵便局 港南台郵便局 横須賀郵便局 久里浜郵便局 田浦郵便局 大船郵便局 鎌倉郵便局 逗子郵便局 葉山郵便局 保土ヶ谷郵便局 横浜泉郵便局 横浜旭郵便局 戸塚郵便局 瀬谷郵便局 座間郵便局 相模原郵便局 厚木北郵便局 橋本郵便局 厚木郵便局 藤沢郵便局 綾瀬郵便局 大和郵便局 茅ヶ崎郵便局 藤沢北郵便局 寒川郵便局 平塚郵便局 秦野郵便局 小田原東郵便局 小田原郵便局 伊勢原郵便局 二宮郵便局 松田郵便局 南足柄郵便局 湯河原郵便局	51
山梨県	甲府中央郵便局 富士吉田郵便局 山梨郵便局 上野原郵便局 石和郵便局 竜王郵便局 南アルプス郵便局 北杜郵便局 田富郵便局 韮崎郵便局 峡南郵便局	11
長野県	長野中央郵便局 松本郵便局 上田郵便局 飯田郵便局 諏訪郵便局 木曾福島郵便局 大町郵便局 信州中野郵便局 小諸郵便局 佐久郵便局 飯山郵便局 長野南郵便局 須坂郵便局 豊科郵便局 伊那郵便局 駒ヶ根郵便局 千曲郵便局 下諏訪郵便局 穂高郵便局 松本南郵便局 岡谷郵便局 茅野郵便局 塩尻郵便局 長野東郵便局	24
新潟県	村上郵便局 高田郵便局 新発田郵便局 糸魚川郵便局 柏崎郵便局 長岡郵便局 三条郵便局 小千谷郵便局 六日町郵便局 中条郵便局 両津郵便局 新津郵便局 阿賀野郵便局 白根郵便局 十日町郵便局 豊栄郵便局 燕郵便局 加茂郵便局 栃尾郵便局 長岡西郵便局 五泉郵便局 見附郵便局 新潟西郵便局 新潟中央郵便局	24
富山県	富山西郵便局 富山南郵便局 富山北郵便局 入善郵便局 黒部郵便局 魚津郵便局 滑川郵便局 立山郵便局 小杉郵便局 氷見郵便局 高岡郵便局 小矢部郵便局 砺波郵便局	13
石川県	新金沢郵便局 金沢中央郵便局 金沢南郵便局 粟崎郵便局 津幡郵便局 松任郵便局 小松郵便局 加賀郵便局 珠洲郵便局 輪島郵便局 穴水郵便局 七尾郵便局 羽咋郵便局	13
福井県	福井南郵便局 福井中央郵便局 鯖江郵便局 武生郵便局 大野郵便局 勝山郵便局 丸岡郵便局 三国郵便局 敦賀郵便局 小浜郵便局	10
岐阜県	岐阜中央郵便局 岐阜北郵便局 美濃郵便局 笠松郵便局 高山郵便局 中津川郵便局	6

1回の交換枚数が1万枚以上の場合の提出受付局一覧（会社が別に定める事業所）

都道府県	郵便局名	箇所数（局）
静岡県	浜松西郵便局 浜松東郵便局 金谷郵便局 静岡中央郵便局 沼津郵便局 三島郵便局 熱海郵便局	7
愛知県	名古屋西郵便局 中川郵便局 名古屋中郵便局 名古屋東郵便局 名古屋北郵便局 名古屋中央郵便局 昭和郵便局 瑞穂郵便局 名古屋神宮郵便局 東海北郵便局 一宮郵便局 津島郵便局 春日井郵便局 西春郵便局 豊田北郵便局 豊橋南郵便局	16
三重県	四日市郵便局 津中央郵便局	2
滋賀県	大津中央郵便局 長浜郵便局 草津郵便局 彦根郵便局 堅田郵便局 八日市郵便局 甲西郵便局 近江八幡郵便局 栗東郵便局 近江守山郵便局 水口郵便局 近江日野郵便局	12
京都府	京都中央郵便局 伏見郵便局 宇治郵便局 右京郵便局 山城木津郵便局 向日町郵便局 京都西郵便局 山城田辺郵便局 山城八幡郵便局 城陽郵便局 洛西郵便局 山崎郵便局 中京郵便局 左京郵便局 山科郵便局 西陣郵便局 京都北郵便局 東山郵便局 福知山郵便局 亀岡郵便局 峰山郵便局 東舞鶴郵便局 園部郵便局 宮津郵便局 綾部郵便局 西舞鶴郵便局	26
大阪府	大阪北郵便局 大阪城東郵便局 淀川郵便局 大阪西郵便局 東淀川郵便局 大阪旭郵便局 都島郵便局 西淀川郵便局 大阪港郵便局 此花郵便局 大阪東郵便局 大阪南郵便局 平野郵便局 住之江郵便局 東住吉郵便局 住吉郵便局 天王寺郵便局 生野郵便局 浪速郵便局 阿倍野郵便局 西成郵便局 東成郵便局 大正郵便局 茨木郵便局 豊中南郵便局 豊中郵便局 吹田郵便局 高槻郵便局 吹田千里郵便局 箕面郵便局 高槻北郵便局 池田郵便局 摂津郵便局 布施郵便局 八尾郵便局 藤井寺郵便局 河内郵便局 富田林郵便局 松原郵便局 河内長野郵便局 枚岡郵便局 柏原郵便局 大阪狭山郵便局 寝屋川郵便局 枚方郵便局 守口郵便局 枚方北郵便局 門真郵便局 大東郵便局 交野郵便局 枚方東郵便局 四條畷郵便局 堺郵便局 岸和田郵便局 堺中郵便局 和泉郵便局 堺金岡郵便局 泉北郵便局 泉佐野郵便局 浜寺郵便局 鳳郵便局 泉南郵便局 貝塚郵便局 泉大津郵便局 阪南郵便局 美原郵便局	66
兵庫県	神戸中央郵便局 東灘郵便局 垂水郵便局 灘郵便局 有野郵便局 洲本郵便局 兵庫郵便局 神戸西郵便局 長田郵便局 須磨北郵便局 神戸北郵便局 神戸山田郵便局 須磨郵便局 尼崎郵便局 西宮東郵便局 尼崎北郵便局 宝塚郵便局 西宮郵便局 伊丹郵便局 三田郵便局 芦屋郵便局 川西北郵便局 川西郵便局 篠山郵便局 明石郵便局 加古川郵便局 明石西郵便局 三木郵便局 加西郵便局 加古川東郵便局 小野郵便局 高砂郵便局 西脇郵便局 社郵便局 姫路郵便局 豊岡郵便局 姫路南郵便局 香寺郵便局 龍野郵便局 播磨山崎郵便局 八鹿郵便局 相生郵便局 御着郵便局 赤穂郵便局 和田山郵便局	45
奈良県	奈良中央郵便局 奈良西郵便局 橿原郵便局 大和高田郵便局 生駒郵便局 大和郡山郵便局 王寺郵便局 香芝郵便局 桜井郵便局 下市郵便局 田原本郵便局 五條郵便局 天理郵便局 大和榛原郵便局 御所郵便局	15
和歌山県	和歌山中央郵便局 田辺郵便局 橋本郵便局 岩出郵便局 御坊郵便局 海南郵便局 和歌山南郵便局 湯浅郵便局 紀伊勝浦郵便局 串本郵便局 新宮郵便局 箕島郵便局	12
鳥取県	鳥取中央郵便局 米子郵便局 倉吉郵便局 境港郵便局	4
島根県	松江中央郵便局 出雲郵便局 浜田郵便局 安来郵便局 石見大田郵便局 益田郵便局	6
岡山県	岡山中央郵便局 津山郵便局 岡山東郵便局 備前瀬戸郵便局 岡山南郵便局 西大寺郵便局 玉野郵便局 備前郵便局 倉敷郵便局 新見郵便局 水島郵便局 笠岡郵便局 高梁郵便局 児島郵便局 玉島郵便局 妹尾郵便局 総社郵便局 井原郵便局	18

1回の交換枚数が1万枚以上の場合の提出受付局一覧（会社が別に定める事業所）

都道府県	郵便局名	箇所数（局）
広島県	福山郵便局 福山東郵便局 三原郵便局 尾道郵便局 三次郵便局 庄原郵便局 松永郵便局 神辺郵便局 府中郵便局 新市郵便局 広島中央郵便局 呉郵便局 安芸西条郵便局 宇品郵便局 海田郵便局 広島郵便局 安芸府中郵便局 竹原郵便局 広島西郵便局 安佐南郵便局 安芸五日市郵便局 可部郵便局 高陽郵便局 廿日市郵便局 大竹郵便局 大野郵便局	26
山口県	山口中央郵便局 徳山郵便局 岩国郵便局 防府郵便局 小郡郵便局 下松郵便局 柳井郵便局 光郵便局 下関郵便局 宇部郵便局 下関東郵便局 長門郵便局 萩郵便局 小野田郵便局 長府郵便局 厚狭郵便局	16
愛媛県	松山中央郵便局 宇和島郵便局 大洲郵便局 今治郵便局 伊予郵便局 北条郵便局 松山西郵便局 八幡浜郵便局 川之江郵便局 西条郵便局 伊予三島郵便局 東予郵便局 新居浜郵便局 重信郵便局 松山南郵便局	15
徳島県	徳島中央郵便局 阿南郵便局 阿波池田郵便局 脇町郵便局 小松島郵便局 鳴門郵便局 鴨島郵便局	7
香川県	高松中央郵便局 丸亀郵便局 坂出郵便局 土庄郵便局 琴平郵便局 観音寺郵便局 高松東郵便局 長尾郵便局 善通寺郵便局 高松南郵便局	10
高知県	高知中央郵便局 安芸郵便局 南国郵便局 伊野郵便局 土佐中村郵便局 須崎郵便局 土佐山田郵便局 土佐郵便局 高知東郵便局	9
福岡県	福岡中央郵便局 博多北郵便局 飯塚郵便局 城南郵便局 博多南郵便局 粕屋南郵便局 筑紫野郵便局 福岡東郵便局 前原郵便局 筑紫郵便局 宗像郵便局 行橋郵便局 福岡西郵便局 福岡南郵便局 早良郵便局 直方郵便局 伊田郵便局 和白郵便局 古賀郵便局 豊前郵便局 福岡郵便局 豊前川崎郵便局 北九州中央郵便局 八幡南郵便局 八幡郵便局 門司郵便局 小倉西郵便局 曾根郵便局 二島郵便局 戸畑郵便局 若松郵便局 久留米郵便局 久留米東郵便局 大牟田郵便局 甘木郵便局 八女郵便局 小郡郵便局 筑後郵便局 柳川郵便局 大川郵便局	40
佐賀県	佐賀中央郵便局 佐賀北郵便局 武雄郵便局 唐津郵便局 鳥栖郵便局 伊万里郵便局 神埼郵便局 鹿島郵便局 肥前中原郵便局 小城郵便局	10
長崎県	長崎中央郵便局 大村郵便局 長崎北郵便局 佐世保郵便局 西彼杵郵便局 諫早郵便局 島原郵便局 福江郵便局 早岐郵便局 平戸郵便局 日宇郵便局 長崎東郵便局 佐世保西郵便局 佐世保北郵便局	14
熊本県	熊本北郵便局 熊本中央郵便局 熊本東郵便局 八代郵便局 玉名郵便局 人吉郵便局 本渡郵便局 山鹿郵便局 大矢野郵便局 水俣郵便局 川尻郵便局 大津郵便局 荒尾郵便局 菊池郵便局 植木郵便局 一の宮郵便局 松橋郵便局	17
大分県	大分東郵便局 大分中央郵便局 別府郵便局 四日市郵便局 佐伯郵便局 日田郵便局 竹田郵便局 中津郵便局 大分南郵便局 杵築郵便局 臼杵郵便局 豊後高田郵便局	12
宮崎県	宮崎中央郵便局 都城郵便局 延岡郵便局 日向郵便局 日南郵便局 小林郵便局 西都郵便局	7
鹿児島県	鹿児島中央郵便局 国分郵便局 川内郵便局 鹿児島南郵便局 鹿屋郵便局 鹿児島東郵便局 名瀬郵便局 加治木郵便局 加世田郵便局 枕崎郵便局 串木野郵便局 志布志郵便局 種子島郵便局 阿久根郵便局 出水郵便局 伊集院郵便局	16
沖縄県	那覇中央郵便局 宮古郵便局 八重山郵便局	3

【計】974